

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第120号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年4月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇年〇月〇日に南部総合県民局阿南庁舎に来庁した（パスポート、税金、農林、土木）に関する提出された申請書類から回答伺い書類までの経緯経過が分かる書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年7月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書として「係留施設使用口頭申請受理書」及び「確認申請書（建築物）」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月26日（同月30日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（NPO法人〇〇）が提出した〇〇海岸に関する占用許可変更許可資料を隠した書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求書によると、審査請求人は、部分公開された公文書の中に、自身が提出した「〇〇海岸に関する占有許可変更許可資料（以下「本件書類」という。）」がないことを不服として、本件審査請求を実施したものと考えられる。

審査請求人の公開請求に対して、南部総合県民局県土整備部は、「平成〇年〇月〇日に来庁した者から提出された申請書類及びその関連書類」を確認及び特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を除いて全て公開をしている。そして、確認及び特定した書類の中には、審査請求人が隠したと主張する「〇〇海岸に関する占有許可変更許可資料」は存在しなかった。

以上により、実施機関は、本件請求について、条例第12条第1項の規定により部分公開決定をしたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年 3月30日	諮問
令和6年11月29日 第3部会（第14回）	審議
同年 12月23日 第3部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「係留施設使用口頭申請受理書」及び「確認申請書（建築物）」と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「本件書類を隠した書類を出せ。」と主張しており、実施機関が特定した公文書以外に文書が存在すると主張していることから、以下、本件書類の保有の有無について検討する。

2 本件書類の保有の有無について

実施機関によると、審査請求人が隠したと主張する本件書類は存在しなかったとのことである。

審査請求人は、本件書類があるはずであると主張しているが、本件書類の存在を明確に証明する客観的な証拠を示していないことから、審査請求人の意見は採用できな

い。

以上により、本件書類は存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	